（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A × 2.1962）× 0.75

（A × 2.1962）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる同法第百四十五条第一号に規定する環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の基準額は、指定都市にあつては第一号に定める方法によつて算定した額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

A ＋ B ＋ C ＋ D

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額に 0.75 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a × 0.95 × 0.47 × 0.5 × b ／ c

算式の符号

a　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額（第 24 条の 2 の算式によつて算定した額をいう。以下この条において同じ。）

b　当該市町村が管理する市町村道（地方税法第 143 条第 1 項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

c　当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

B　次の算式によつて算定した額に 0.75 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

d × 0.95 × 0.47 × 0.5 × e ／ f

算式の符号

d　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

e　当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

f　当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

C　次の算式によつて算定した額に 0.75 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

g × 0.95 × 0.35 × 0.5 × α

算式の符号

g　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該指定都市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（地方税法第 143 条第 2 項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）の延長のう